

簡易型総合評価方式による制限付一般競争入札の入札公告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成19年10月26日

北海道釧路支庁長

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 野付崎海岸侵食対策工事（道州）
- (2) 工事場所 北海道標津町
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成20年3月21日まで
- (4) 工事概要 入札説明書による。
- (5) この工事は、制限付一般競争入札参加申請書提出の際に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価方式の試行工事である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の主な要件は(1)、経常建設共同企業体の主な要件は(2)とする。

(1) 単体企業の主な要件

- ア 発注工事の対応する平成19年北海道告示第13号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 北海道における一般土木工事の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- キ 釧路・根室支庁管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 過去10年間（平成9年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
- ケ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。ただし、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
- コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- リ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- シ 工程管理、材料の品質管理及び施工上の課題に対する技術的所見が適正であること。

(2) 経常建設共同企業体の主な要件

- ア 共同企業体は、北海道における一般土木工事の競争入札参加資格がA等級に格付されており、かつ、(1)のイ、ケ及びコの要件をすべて満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

エ 構成員は、(1)のアからウ、オからケ及びサの要件をすべて満たしていること。ただし、(1)のクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていること。

なお、(1)のキの主たる営業所については、構成員の1社が要件を満たせば他の構成員は、北海道内に主たる営業所を有することとする。

オ 各構成員の出資比率は、均等額の10分の6以上であること。

カ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

(1) 配布期間

平成19年10月26日(金)から平成19年11月5日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成19年10月26日(金)午前9時から平成19年11月5日(月)午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を含む。)とする。

(2) 配布場所

北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる配布を行うことができない書類については配布場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」(北海道のホームページにリンク)

(3) 配布方法

直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添付して提出しなければならない。

なお、その際に施工計画等の技術提案書をあわせて提出すること。

(1) 技術提案の内容

ア 施工計画に関する事項

イ 企業の技術力に関する事項

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

エ 地域精通度に関する事項

(2) 提出期間

平成19年10月26日(金)から平成19年11月5日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、技術提案書は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

5 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 2に規定する要件を満たしている者には、標準点100点を付与する。

イ 技術提案の評価により、最大13点の加算点を付与する。

ウ 総合評価はア及びイにより得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した数値を用いて行う。

(3) 評価項目

技術提案に係る評価項目は、次に掲げる事項とする。

ア 施工計画に関する事項

イ 企業の技術力に関する事項

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

エ 地域精通度に関する事項

6 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格 設定している。

(3) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(4) 入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

7 その他

(1) 受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、最高8点を工事施行成績評定点から減点するものとする。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この入札の執行は、公開する。

(4) その他不明な点は、北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課（電話0154-23-9122）に照会すること。